

（仮称）練馬区まちづくりセンター構想

平成 17 年 11 月

まちづくりセンター検討会議（座長 卯月盛夫）

財団法人練馬区都市整備公社



はじめに

本報告書は、平成17年6月に発足したまちづくりセンター検討会議が練馬におけるまちづくりセンターのあり方について7回にわたって議論を重ね、「練馬区まちづくりセンター構想(案)」としてとりまとめたものである。

まちづくりセンターは、すでに日本のいくつかの都市において開設され、それぞれ地域固有の性格を有しているが、練馬区まちづくりセンターの大きな特徴は、「みどり空間の保全・創出」を重点事業のひとつにしている点である。人間とみどりの共生というテーマは極めてグローバルな課題で、世界の大都市ではすでに様々な試みが実践されてきているが、練馬区においても区民の智恵を生かした新しい練馬オリジナルの情報発信をおおいに期待したい。そういった意味から、練馬区まちづくりセンターの名称を、「練馬みどり・まちづくりセンター」と称することは、多くの検討委員の望むところである。

もうひとつの期待は、まちづくりセンターの「中立性」と「自立性」である。中立性を確保するためには、ある程度の自主財源を獲得し、全てのセクターから独立することが必要である。しかし現在の日本においてこれは極めて難しい。ただ、練馬区都市整備公社はまちづくりセンター開設を契機に、果敢にこれに取り組もうとしている。まちづくりセンターの新たな事業展開、そして公社の新たな位置づけを、模索していただきたい。

さていうまでもなく、練馬区における住民参加の仕組みづくりの検討は、平成10年の区民まちづくり連続講座に始まり、都市計画マスタープランの区民懇談会を経て、さらにまちづくり条例の区民懇談会に発展し、そして今回のまちづくりセンター検討会議へと大きく展開してきた。したがって、このまちづくりセンター構想は練馬区民が望む住民参加の集大成というべき成果である。今後は、この構想の着実な実施を是非とも関係者に強く望みたい。

平成17年11月

まちづくりセンター検討会議座長
早稲田大学教授 卯月盛夫

目次

はじめに	
1 まちづくりセンター構想とは	2
2 まちづくりセンターの理念・機能	4
(1) センターの理念	
(2) センターの5つの機能	
3 まちづくりセンターの事業	6
(1) まちづくりに関する相談	
(2) まちづくりに関する情報提供と学習機会の提供	
(3) まちづくりに関する情報や活動のプラットフォーム事業	
(4) 区民主体のまちづくり活動に対する支援	
(5) まちづくりに関する調査・研究	
(6) 区、事業者、NPO 等が行うまちづくり事業に対する支援と協働	
(7) みどりに関する取り組み	
4 まちづくりセンターの組織・運営	12
(1) センターの組織	
(2) 区民に信頼されるスタッフによる運営	
(3) 区民に開かれたセンターの運営	
(4) 協働によるセンターの事業実施	
(5) 自主財源の確保	
資料：	15
検討会議・シンポジウムで出された意見	
検討経過	
検討会議委員名簿	

1 まちづくりセンター構想とは

まちづくりセンター（以下、「センター」という。）は、平成 15 年 9 月からはじまった区民参加による「（仮称）練馬区まちづくり条例」の検討の中で議論されてきました。まちづくり条例は平成 17 年 3 月に骨子案、9 月に条例素案の公表を経て、平成 18 年 4 月からの施行に向けて検討されています。

センターは「（仮称）練馬区まちづくり条例」に基づき、まちづくり支援事業を行う機関として提案されています。

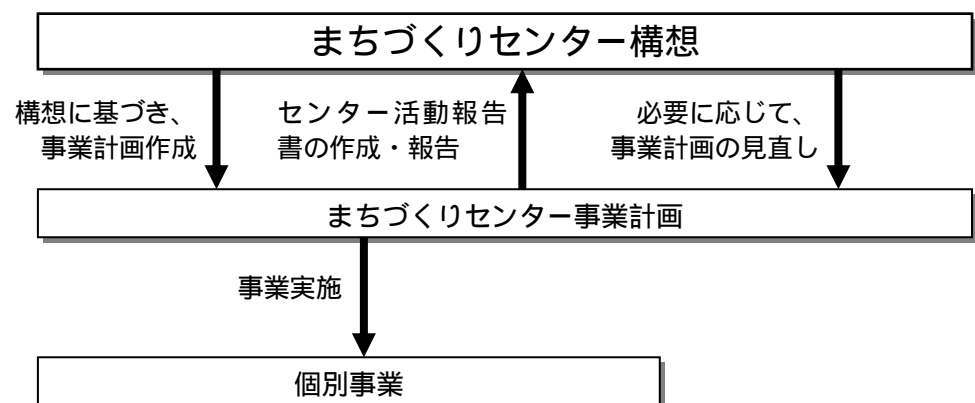
（財）練馬区都市整備公社では、平成 17 年 4 月に公社内に「まちづくりセンター準備室」を設置し、平成 18 年 4 月開設に向けた準備作業を進めています。

都市整備公社は、平成 17 年 6 月に学識経験者、公募区民、まちづくり条例懇談会委員、まちづくり経験者、区職員によって構成される「まちづくりセンター検討会議」を設置し、センターの役割や機能等について検討を進めてきました。

そして、検討会議での議論を踏まえて、平成 17 年 11 月に中長期的な視点からセンターの事業等の基本的な考え方となる「まちづくりセンター構想」をとりまとめました。

「まちづくりセンター構想」は、以下のような役割を果たします。

- センターの事業は、「まちづくりセンター構想」に基づいて計画を立て、実施をしていきます。
- センターは、「まちづくりセンター構想」に基づいて、事業実施状況の報告を行い、必要に応じて、事業内容の再検討を行います。



図：センター構想とセンターの事業

参考資料「(仮称)練馬区まちづくり条例素案」に記されたまちづくりセンター関連事項

【まちづくりを支援する機関の設置】

第 136 条(1) 区長は、本条例に基づく必要な支援を行うため、まちづくりを支援する機関を設置することができる。

(2) 区長は、規則で定めるところにより、まちづくりを支援する機関と連携して必要な支援を行うことができる。

【まちづくりの支援】

第 134 条(1) 区長は、認定した総合的地区まちづくり協議会、施設管理型地区まちづくり協議会の活動(都市計画提案、まちづくり提案および地区計画等の住民原案の申出に関する活動を除く)およびテーマ型まちづくり協議会の活動(都市計画提案およびまちづくり提案に関する活動を除く)に対し、規則で定めるところにより、専門家の派遣、情報の提供、活動費の助成その他必要な支援を行うことができる。

(2) 区長は、都市計画提案者、まちづくり提案者および地区計画等の住民原案申出人に対し、規則で定めるところにより、専門家の派遣、情報の提供その他必要な支援を行うことができる。

(3) 区長は、登録した総合的地区まちづくり準備会および施設管理型地区まちづくり準備会の活動に対し、規則で定めるところにより、必要な支援を行うことができる。

(4) (1)から(3)に定めるもののほか、区長は、住民等によるまちづくりの発意、住民参加によるまちづくりを促進するため、住民等およびまちづくりを行う団体に対し、情報の提供、学習機会の提供その他の必要な支援を行うことができる。

【まちづくり相談】

第 135 条(1) 住民等は、住民主体によるまちづくりを促進し、本条例の積極的かつ適切な活用を図っていくため、まちづくりの進め方や制度の活用方法等について区と相談を行うことができる。

【アドバイザーの派遣】

第 137 条(1) 開発事業に係る紛争を防止するため、第 61(3) (4)に定める協議にあたって、事業者もしくは第 61(1)に定める範囲の近隣住民は、区長にアドバイザーの派遣を求めることができる。

2 まちづくりセンターの理念・機能

(1) センターの理念

- ・ センターは、都市整備公社の経営理念 1を踏まえたうえで、以下の理念を掲げ、センター事業を実施します。

まちづくりセンターは、練馬区民が住み続けたいと思えるような美しい地域環境と豊かな地域社会を実現するために、区民の主体的なまちづくり活動を支援するとともに、区民・事業者・行政から独立し連携を図る、中間的な立場から協働型まちづくり事業を実践します。

(2) センターの5つの機能

1) 区民のためのセンター

センターは、区民のまちづくりに対する思いに応えるために、従来の都市計画の枠を越えた区民主体の身近な生活空間形成に関わる活動に対する支援を行います。

2) 練馬区の地域課題に対応できるセンター

センターは、練馬区におけるまちづくりの課題を区民・事業者・行政等の協働により解決するためにさまざまな活動を行います。特に、人とみどりの共生をめざしたみどり空間（緑地や農地など）の保全・創出は、まちづくりにおいて重要であるため、重点事業として取り組みます。

3) 区民のまちづくりネットワークを育むセンター

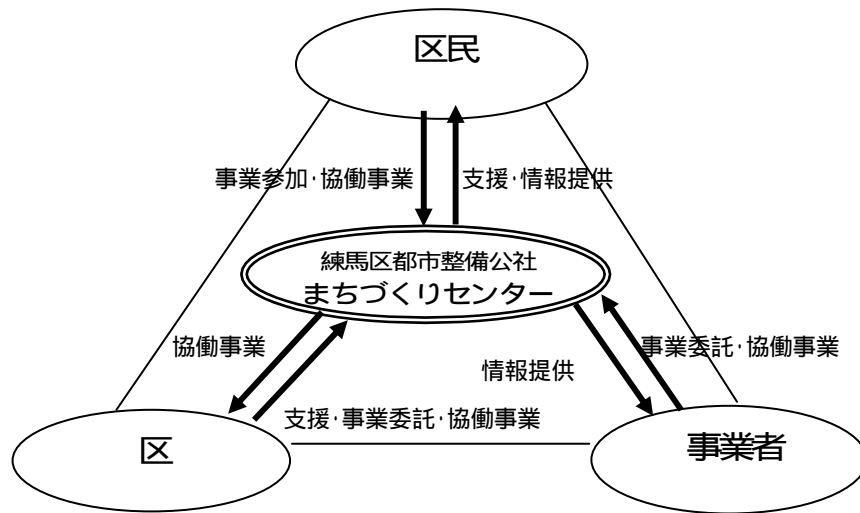
現在、区民による多種多様なまちづくり活動が行われています。このような区民のまちづくり活動が相互に連携することにより、区民の課題解決能力（地域力）の向上が期待されることから、センターはこれらの活動のネットワーク化をサポートします。

4) 区民・事業者・行政をつなぐ役割を担うセンター

センターは、区民の思いを行政につなぎ、また、行政からの情報を区民・事業者にわかりやすく伝えるなど区民・事業者・行政をつなぎ、さらに協働の仕組みづくりをめざします

5) まちづくり専門家の組織としてのセンター

まちづくりの課題は、地域にとどまることなく全国さらには世界共通になってきています。そこでセンターは、大学や研究機関、他のセンター、NPO 等と連携し、情報交換することによって、練馬区の課題に対処していきます。



図：区民・事業者・行政をつなぐセンター

1 練馬区都市整備公社の経営理念

練馬区都市整備公社では、平成 17 年に次のような経営理念を定めています。

財団法人練馬区都市整備公社は、人権尊重を理念とし、その特性である専門性と迅速性を生かし、効率的な経営をもって、安全で快適である心と環境にやさしいまちづくりを推進します。

3 まちづくりセンターの事業

センターの事業
(1) まちづくりに関する相談
(2) まちづくりに関する情報提供・学習機会の提供
(3) まちづくりに関する情報や活動のプラットフォーム事業
(4) 区民主体のまちづくり活動に対する支援
(5) まちづくりに関する調査・研究
(6) 区、事業者、NPO等が行うまちづくり事業に対する支援と協働
(7) みどりに関する取り組み

(1) まちづくりに関する相談

- ・ 区民がまちづくりに関心を持った場合に「何かからはじめていいのだろうか?」、また何らかのきっかけがあり、まちづくりに関する悩みがあった場合に「どこに相談しにいけないのか?」など具体的なまちづくりの行動に踏み出す際の戸惑いがあります。センターは、このような区民が気軽にまちづくりの相談ができる窓口として、信頼される役割を担っていきます。その際には、センター事業の活用や区のまちづくり部署との連携を通じて、支援を行っていきます。

1 - 1 センター職員による窓口相談
・センター窓口において、職員によるまちづくりの「最初の一步」の相談を常時行う。その相談を通じて、まちづくり相談員による相談、区の関連部署への照会などのコーディネートを行う。
1 - 2 まちづくり相談員による相談
・具体的で専門的な内容については、区民とセンターに登録している専門家をマッチングし、まちづくり相談員による相談(窓口または派遣)を行う。 相談員の専門分野については要検討

(2) まちづくりに関する情報提供と学習機会の提供

- ・ 区民のまちに対するさまざまな思い（生活空間の理想像）を実現するために、まちづくりや都市計画等の手法は有効な手段となります。しかし、一般区民にとって、専門的な手法を理解し、活用していくことは容易ではありません。そこで、センターでは、活用可能なまちづくり・都市計画の手法に関する情報提供を積極的に行っていきます。
- ・ また、区民が主体的にまちづくり活動を行うためには、まちづくりに関する知識や技術の習得が必要な場合があります。そこで、センターは、まちづくり活動を行ううえで必要な知識や技術に関する学習機会を提供します。

2 - 1 まちづくりに関する情報提供
・まちづくりの考え方や各種施策・制度を、区民が容易に理解できるようにリーフレット・冊子の作成や配布、インターネットによる情報提供を行います。
2 - 2 まちづくり・都市計画に関する図書等の閲覧・貸出 (ライブラリー機能)
・区民によるまちづくり活動の参考となる図書等をセンターに配備し、閲覧・貸出を行います。
2 - 3 まちづくりの知識や技術に関する講座・研修
・まちづくりの基礎知識や計画づくりに必要な技術等に関する講座や研修を開催します。

(3) まちづくりに関する情報や活動のプラットフォーム 事業

- ・ 現在、区内各地で多種多様なまちづくり活動が行われており、これらの活動成果として、まちづくりに関する情報が蓄積されています。これらは、地域や生活に関連した情報であることから、他の区民がまちづくりを行う上でも有益な情報です。しかし、これらの情報は、個々の活動の中でだけで利用されることが多く、他の大多数の区民が活用しにくくなっています。そこで、区民全体で共有できる情報のプラットフォーム機能を整備します。
- ・ また、区民によるさまざまなまちづくり活動はネットワークとしてつながることにより、区民の意識、あるいは問題解決能力（地域力）が高められることが期待されます。そこで、センターは、区民のまちづくりへの思いが広がり、行動が活発化するためのネットワーク構築を目的として、まちづくり活動団体等の交流の場を提供していきます。

3 - 1 まちづくり情報共有のためのプラットフォームの構築・運用

- ・ 区民や区が持っているまちづくりに関する取り組み事例や活動の情報を整理し、個別のまちづくり活動に活用できるよう、インターネットやライブラリー等を活用して、情報のプラットフォームを構築し、区民がいつでも利用できるように運営する。
- ・ また、区の持っているまちづくりに関する情報を区民のまちづくり活動に利用できるように、可能な範囲でデータベース化を行う。
- ・ これらの情報はインターネットや印刷物等により提供し、多くの区民が共有できるようにする。

3 - 2 区民のまちづくり活動をネットワーク化するための交流機会の提供

- ・ 区民のまちづくり活動団体が協働するきっかけとするため、団体主催のイベント情報を発信したり、出会い・交流の場となるイベント等を実施する。

2 プラットホーム

鉄道の駅において、人は電車から「プラットフォーム」におり、そこから街に出たり、電車を乗り換えたりします。センターにおける「プラットフォーム」とは、まちづくりに関するさまざまな情報や人が集まり、そして必要な情報や人が地域のまちづくり活動に広がっていく「場」を意味しています。

(4) 区民主体のまちづくり活動に対する支援

- ・ これからのまちづくりでは、今まで以上に区民による主体的な取り組みが期待されています。
- ・ しかし、区民が主体的にまちづくり活動を行うためには、さまざまな資源が必要です。そこでセンターは、このような区民主体のまちづくり活動に対して、センターの資源等を活用した支援を行います。
- ・ センターは、「(仮称)練馬区まちづくり条例」に基づく、区民によるまちづくり提案に対する支援を行います。
- ・ また、提案活動以外の身近な環境形成に関わるさまざまなまちづくり活動に対してもセンターは、区との連携やセンターの資源・ネットワークを活用して、可能な支援を行います。

<p>4 - 1 「(仮称)練馬区まちづくり条例」に基づくまちづくり活動支援</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合的地区まちづくり協議会、施設管理型地区まちづくり協議会・テーマ型まちづくり協議会に対する専門家派遣、情報提供、活動費助成、その他 ・ 都市計画提案者、まちづくり提案者、地区計画等の住民原案申出人に対する専門家派遣、情報提供、その他 ・ 総合的地区まちづくり準備会、施設管理型まちづくり準備会の活動に対する支援 ・ 大規模建築物等建築行為等に関する説明会等の開催・協議にあたり、事業者、近隣住民等へのアドバイザー派遣
<p>4 - 2 自主的なまちづくり活動に対する活動費助成</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画提案に限定しない、幅広い区民による自主的なまちづくり活動に対する活動費助成を行う。助成決定は、運営委員会組織による公開審査会等により、オープンな形で行う。 <p>当面は、公社自主財源を活用した活動費助成事業を先行的に実施する。</p>
<p>4 - 3 会議・打合せスペースの提供</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくり活動に必要な作業・打合せスペースの提供を行う。 <p>会議室の確保、あるいは区内各所における活動場所確保については検討課題</p>
<p>4 - 4 まちづくり活動に必要な物的支援</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくり活動に必要な備品等の貸出を行う(イベント、ワークショップ関連) ・ 区民によるまちづくり活動情報を発信するために、ニュースレター等の作成に必要な印刷機材の貸出を行う。
<p>4 - 5 区民によるまちづくり活動をより多くの区民に伝えるための情報発信支援</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネット、まちづくり情報誌、およびライブラリーコーナーなどを活用して、区民のまちづくり活動に関する情報発信(活動内容・提案等の周知、イベント参加者募集、人材募集など)を支援します。

表：(仮称)練馬区まちづくり条例素案におけるまちづくりに関連する支援

	専門家派遣	情報提供	活動費助成	その他必要な支援
総合的・地区まちづくり準備会・施設管理型 地区まちづくり準備会	規則で定める必要な支援			
総合的・地区まちづくり協議会・施設管理型 地区まちづくり協議会				
都市計画提案者・まちづくり提案者・地区計 画等の住民原案申出人				
テーマ型まちづくり提案				

「(仮称)練馬区まちづくり条例素案」における「テーマ型まちづくり提案」とは
：みどりの保全、景観、防災まちづくりその他の土地利用、建築等に係る分野の良好なまちづくりにつ
いて、区民等が主体となり区と協力して推進することを目的として策定する提案

(5) まちづくりに関する調査・研究

- ・ センターでは、区民によるまちづくり活動の支援やまちづくりに関する情報提供・普及啓発といった側面からの支援にとどまらず、練馬区のまちづくりに関する課題解決に向けた調査・研究事業を行います。

5-1 まちづくりに関するセンターの自主調査・研究

<センターの調査・研究として想定されるテーマ(案)>

区内のまちづくり関連団体に関する実態調査

区内のまちづくりに関わる活動をしている地域組織、区民組織、NPO、企業等に関する現況調査を行い、センターに求められているニーズを把握し、新たなセンター事業の検討を行う。

自主的なまちづくり活動への活動費助成のための財源確保に関する研究
公社自主財源を活用した自主的なまちづくり活動に対する活動費助成の方法について調査・研究を行う。

練馬区におけるまちづくり・市街地形成史の調査・アーカイブ化(資料整理)
練馬区における市街地形成に関する各種資料の収集等を行う。

区民や行政の持つまちづくり情報の共有方法に関する研究
区民の持つ生活情報、行政の持つ情報やデータなどをまちづくり情報として共有するための方法に関する研究を行う。(地図による情報共有方法など)

5-2 まちづくりに関する調査・研究ネットワークの構築

大学、研究機関、NPO、他都市のセンター等とネットワークを組み、情報交換、交流を進めることを通じて、練馬区のまちづくりの課題解決に対処する。

(6) 区、事業者、NPO 等が行うまちづくり事業に対する支援と協働

- ・ センターの持つ住民参加に関する専門性や区民とのネットワークを活用して、区や事業者の行うまちづくりに関する事業を支援します。

6 - 1	区が行う住民参加型プログラム（計画策定等）の企画・運営支援
	・ 練馬区が行う区民参加型事業（計画策定、研修・ワークショップ等）の企画協力・事業実施段階の運営支援を行う。
6 - 2	区が行う区民との協働事業（事業実施等）の企画・コーディネート
	・ 練馬区が行う区民との協働事業の企画協力・事業実施段階の運営支援を行う。
6 - 3	まちづくりに関する行政や民間企業、各種団体、NPO 等からの受託事業、調査、研究
	・ センターは、練馬のよりよいまちづくりに貢献するため調査・研究等の依頼が行政や民間企業等からあった場合に、センターの資源やネットワークを活用して実施すると共に、必要に応じて協働事業を行う

(7) みどりに関する取り組み

- ・ センターは重点事業のひとつとして「みどり空間の保全・創出」に取り組みます
- ・ 緑化推進のために、まちづくりや都市計画等の手法を活用した方策やさまざまな分野のまちづくり活動や幅広い区民によるネットワークを生かした方策を検討し、区民や区と連携して行います。
- ・ また、みどりに関するさまざまな実践的な活動に対しては、センターの資源やネットワークを活用して、センターの特徴を生かしたサポートを行います。
- ・ さらに、練馬区のみどりを愛し育てていくことを目的とした区民主体の組織である「(仮称)練馬みどりを育む機構」の活動を支援し、センターのみどりに関する事業に関しては、可能な限り、同機構と連携して実施します。

7 - 1	「(仮称)練馬みどりを育む機構」への支援
	・ 機構の組織運営に必要な事務局業務の支援を行う。 ・ 機構の実施する各種事業に対して、センターの資源を活用した支援を行う。
7 - 2	練馬区におけるみどりを育む活動を推進するための調査・研究
	(「(仮称)練馬みどりを育む機構」と連携して) < 想定される調査・研究テーマ > 練馬のみどりの資源的価値を把握するためのシステム検討
7 - 3	都市におけるみどり空間の保全・創出をするための制度活用・システムに関する研究および取り組み
	・ 区内にある農地や緑地等みどり空間の保全・創出のために活用可能な都市計画手法等の検討、地区コミュニティ等との連携方策に関する調査・研究および取り組みを行う。

(3) 区民に開かれたセンターの運営

- ・ センターの運営は、センターの掲げた理念を実現するために、区民に開かれた形で行っていきます。

1) さまざまな媒体を利用したセンター活動や事業の広報活動
センターの活動や事業内容を幅広い区民に知ってもらい、関心を持ってもらうために、さまざまな広報活動を行います。
2) センター活動報告書の作成・公表、区民との意見交換会の開催
センター事業の実施状況、センターの利用状況などに関するセンターの活動報告書を作成・公表します。そして必要に応じて、区民との意見交換会を開催します。
3) 「運営委員会」組織の設置
センター構想の進捗状況、センターの事業等に関して助言を行うことを目的として、センター事業に関わっている区民や専門家等を含めた「運営委員会」組織を設置します。
4) 区民によるセンターサポーター制度の設置 (検討課題)

(4) 協働によるセンターの事業実施

- ・ 区民のニーズに応えるために、できる限り、区民・まちづくりNPO・事業者等との協働によるセンター事業を積極的に実施します。

1) まちづくりNPOとの協働によるセンター事業
区民のニーズに応えるセンター事業を実施するために、区内で活動するまちづくりNPOの持つ専門性や経験を活かして、協働による事業の企画・運営を行います。特に、協働による事業を通じて、まちづくりNPOの経験や実績が蓄積し、区民主体のまちづくりの進展が期待されることから、積極的に実施していきます。
2) まちづくりNPOの事業等へのセンターの協力
まちづくりNPOのテーマ型まちづくり活動団体の実施する事業に対して、センターの持つ資源やネットワークを提供するなどの協力をしていきます。

3 まちづくりNPO

本構想では、組織的で継続的なまちづくり活動をする団体について「まちづくりNPO」と位置づけています。この場合、法人格(特定非営利活動法人等)の有無は関係ありません。

(5) 自主財源の確保

- ・ 区民、事業者、区の中間的な立場でセンターが事業を行うためには、センターの運営に関わる経費は、区からの財政的支援に依存するのではなく、センター自らの発想による自主事業を実施して、独自に自主財源を確保することが求められます。そのような自立性を高めるための、独自事業の検討および実施をしていきます。

1 センターの理念・機能

1 センターの理念の必要性

- ・ 目指す「まち」の姿を明確に示すビジョンを掲げ、その道筋を示す立場の自覚、信念で役割を果たして欲しい。
- ・ センターを設置するにあたって原則や理念を作ったほうが良い。
- ・ 明確な目標、具体的な活動指針をもつこと。

2 センターの理念・機能

(1) 区民のためのセンター

- ・ 区民のためという理念。
- ・ 支援が必要な区民をサポートしていくという原則。
- ・ 区民が思っていること、して欲しいことを組み入れていく。
- ・ 気楽に行けて、文句も言えるし、何かが分かる。
- ・ 窓口機能や国や都の計画を住民に説明し、納得させるだけでなく、今までは受け入れられなかったようなことを受け入れてくれる。
- ・ 今まで無理とあきらめてきたような事が可能になる。
- ・ 公正な情報の持ち主として、中立的な立場で発言
- ・ 区民自らが実現の現実性・役割分担まで考慮したまちづくりを検討できるよう“第3者的な中立性”を持って、区民の方をサポートし、導いてくれる組織
- ・ 身近であるとともに、NPOとはちがう立場、公的な立場で信頼性のある、相談に行きやすい場

3 練馬区の地域課題に対応できるセンター

- ・ 練馬らしさを見出す。
- ・ 練馬ならではの特徴ある活動をしてほしい。
- ・ 農地とコミュニティの関係が練馬らしさ。
- ・ みどりが確実に減ってきている。
- ・ まちづくりの話の中で農業やみどりを大切にしようというのが出てくる。

4 区民のまちづくりネットワークを育むセンター

- ・ いろいろな活動をしている人がたくさんいる
- ・ 地域団体は、ヨコのつながりがない。行政のタテ割りが市民団体のタテ割りを生んでいる。
- ・ ボランティアもそれぞれは立派に活動しているが、ヨコのつながりがない。
- ・ (区民やNPO等は)情報を持っているが、生かされていない。
- ・ 個人でできることや地域のやる気、ミッションをもった活動などをネットワークとして包み込むことができれば、センターは迷いながら入って集まり、問題解決をするまちづくりの学校。
- ・ センターの役割として、人と人とのつながりが大事。
- ・ 住民としての熱意を受け止める専門家として、知識を伝えるような情報の交流があるといい。
- ・ どうやって人をつくっていくか。人を機能させて、まちの中にいる人達を活性化させる知恵出しを、センターができるといい。

5. 区民・事業者・行政をつなぐセンター

- ・ センターは、従来の行政と住民の関係では、知ることのできない情報を与える役割をしてほしい。
- ・ 区(まちづくり担当)は、都市計画に関わるハード部門の担当なので、事業や都市計画の部分が終わったあとのソフト部門(ルールづくりなど)の話もセンターにやってほしい。
- ・ 区との関係がない地区では、センターから区に話しをつなげてもらう仕組みがあるといい。
- ・ 苦情を整理するだけでなく、区に提案(物申す)しなければならない。
- ・ 公共の広域プロジェクトでも、地元の住民と共に、地域と調和させていきながら、進めていく
- ・ いかに区民に来てもらうかといった時に区役所と違うメリットが必要(例えば助成金を通じて人が来て、まちづくり活動が進展し、情報が蓄積されていく)

2 区民によるまちづくり活動とセンターの関わり

1. 地区におけるまちづくり活動とセンター

- ・ 地域住民が歓迎するセンター
 - ・ 顔の見える「地域住民」との関係を築く
 - ・ 地域問題を、住民が提示し、問題解決に結びつけられるサポートができること
 - ・ 生命主体(人間のみならず、生物・生命すべてに関わるもの)の地域コミュニティづくりへの支援
 - ・ タウンマネージメント(まち全体を総合的な視点からまちづくりを行う)をサポートできるセンター
 - ・ 地域住民から身近な問題をくみ上げていく「システム」
 - ・ 地区協定のような一般的包括的な約束ごとづくり
 - ・ コミュニティの形成に関連するビジネスへ、センターが支援する(センターが知恵を出したり、先進事例の紹介をしたりして発展性を考える)
 - ・ センターが、さまざまな取り組みを体系づけていく。
 - ・ マーケティングも必要
- (1) 初動期まちづくりへの関わり
- ・ あつれきが出て初めてコミュニティが生まれるのであり、何も無いところには必要ない。何か事が起こってできるあつれきの方をコミュニティとしないといろいろ問題が起こると思う。
 - ・ センターに相談したいという人はいるだろうが、関心のない人はセンターなど必要がないと思う。みどりがあってもなくてもいいと考えている人との話し合いについてはどうなのかと考える。個々のケースが起こってきてから考えることだと思う。
 - ・ センターは黎明期の縛りのない活動に対する対応が求められている。
 - ・ 都市計画とまちづくりはプロセスが大事であり、黎明期にセンターがどう関わっていけるかが問題である。
 - ・ 黎明期の地区の状況に応じて、センターの交通整理と対応が問われる。
 - ・ センターは黎明期のまちづくりにおいて、専門家としての調査機能が重要。求められている課題(例えば資金の問題)を整理し、対応できるか。

2. テーマ型まちづくり活動とセンター

- ・ 住民のまちづくり団体やNPOなどと連携して、まちづくり活動を支える役割を果たす
- ・ 行政、住民、NPO組織との協働と連携の場
- ・ 区の計画事業が終わった後、住民の自主的な活動への支援
- ・ まちづくり条例懇談会での区民のパワーが引き継がれるように
- ・ センターに求めるものは、安定的な資金、能

- 力のある人材、落ち着く場所、事務機器。
- ・ NPO独自の自主事業では参加者の募集なども難しい。安定的に情報が発信されているところがあるといい。センターに行くと情報の

- 交換や整理がされているといった機能を期待している。(まちづくり活動の情報発信支援)
- ・ 区民が区の計画と違うことを提案したいときにサポートできるセンター

3 センターの事業

1. まちづくりに関する相談

- ・ 自分の住むまちを住みやすいまちにしていきたいときにどこへ何を相談しに行けばいいのかわからない。
- ・ 住みやすいまちがどのように出来たかという資料が置いてあり、相談を気軽にできる場所
- ・ 門戸を広く開けて「まちづくり」に関するよろず相談を行う。
- ・ センターに聞こえてくる苦情は宝の山
- ・ 発足した当初はよろず相談、苦情処理機関。
- ・ センターは、一個人の相談窓口(苦情処理、よろず相談)がメインではなく、地域の現状分析やまちづくり活動団体への支援などをするべき。
- ・ 一人ずつの個人相手の苦情相談というのは、言葉としては悪くないが、簡単ではない。

2. まちづくりに関する情報提供・学習機会の提供

- ・ 農地は産業振興として農家に維持してもらうのが一番安上がり。屋敷森(憩いの森)は、相続が起きたとき、みどりの基金では一箇所も買えない。
- ・ 商店会ではまちを良くしようと検討して、結果的に地区計画に行き着いた。地元の負担がなるべく少ない方法を区役所に相談した。
- (1) 手法等のアドバイス
 - ・ まちづくりの手法を使って、税金の控除などテクニカルにみどりを残していく。
 - ・ 補助金をもらう知恵など専門的なアドバイスをしてもらえる場所
 - ・ いろんな制度等をうまくつなげる(例えば景観法の景観整備機構に位置づけ、専門家派遣を行う)
- (2) 情報提供
 - ・ 違う地域で問題解決した話の情報提供(出かけて行ったり、シンポジウムを開いたりしてノウハウを提供)
 - ・ 文書でなく、映像を入れた「ビジュアル」な情報の提供
- (3) 学習機会の提供
 - ・ 関心ある人々を対象にするだけでなく、多くの区民にまちづくり教育をすることが将来的に必要
 - ・ 希薄になっている「コミュニティの醸成」支援施策にセンターが注力されること。
 - ・ 区民としてのアイデンティティ(独自性)を幼児から先達の方々(高齢者)に、従来からの居住でも一時的に居住している場合でも持たせるための策を講じる方策を。
 - ・ 民間事業者や利益効率のみでなく、個々の事業主が個々の建築物のことを考えるのみでなく、まちづくりをしているのだという意識をもつサポートをする
 - ・ 「都市計画マスタープラン」や「まちづくり条例」に基づき、練馬のまちづくりを中心となって推進していく意識をもって、市民をサポートする
 - ・ 子供や高齢者も安心、安全に歩いて暮らせるまちづくりを目指して牽引する。
 - ・ 住民参加の実践とまちづくり実行部隊の育成、指導、教育の場
 - ・ 「まちをつくるのは住民自身」「あるいて暮せるまち」の思想の浸透

3. まちづくりに関する情報のプラットフォーム事業

- ・ 車イスアクセスマップを作ったが、ホームページのみで情報を広めていくのが課題。小冊子を配付したこともあるが、福祉関係のみになってしまう。
- ・ センターに来るとさまざまな情報を見られる
- ・ 必要な人なら誰もが情報を見られる
- ・ センターで障害者に関する情報を集約し、公表をして違う分野の人に知ってもらう。
- ・ 情報のプラットフォームをつくり、いろいろな活動をしている人が情報を入れて発信する(セン

- ・ターが機関車を持っているわけではなく、ホームだけ用意しておいて、そこに情報が整理されているイメージ)
- ・ネットワークづくりのため、情報が集まる場所に。
- ・いろいろな人が持っている情報を蓄積し、発信する。
- ・練馬区のだのどりが便利かといった情報を集められるセンター(福祉情報)
- ・集まってきた情報を整理する情報センター的な機能
- ・地図をつくるのは、まちづくりの基本的な部分
- ・地図は、市民活動の成果として、一番いい
- ・ユーザーの声が入った使いたい地図というのは、行政の作るものとは全然違う。
- ・区に申出たお店のみを載せているバリアフリーマップはあるが、必ずしも必要な情報とは限らない。
- ・マップづくりではセンターが情報整理をするとよい
- ・マップづくりは、区からの委託事業にして、センターが行えばいい。
- ・掲示板を用いた情報共有
- ・掲示板に地図や写真を集約し、それを見ると全てが分かるという。みんなが情報を共有したり、役立てられる状況があるといい。
- ・掲示板の情報を見た人がさらに情報を追加したりする場があるといい。
- ・地図を用いた情報共有

- ・地域の望んでいるまちづくりと都や区が考えているまちづくり(上位計画)が同じでなければならぬはずで、(ちがっている場合は一致できる場所を見つけるために)マップ作りは重要。
- ・練馬区内の「まち」として問題点や要望そして保存したいこと、誉れることなどもまとめたマップ(まちづくりに参加する入口が区民にわかるようなもの)をつくる。
- ・最初からある程度仕様を決めて重ねていき、行政の視点ではない市民の視点からの地図ができれば面白い(世田谷区でも住民の方の様々なマップ作り支援をしたが、スケールや表現が違つとなかなか重ねることができなかった)。
- ・最近ではインターネット(Web)で(地図情報を)公開して、かつ利用者が自由に書き込みできる地図上の掲示板がある。
- ・区民によるマップづくりの財源
- ・センターの自主事業としてやる場合は、お金のマッチングを考えながらやっていかなければならない。誰のために役に立つのか、だれがお金を負担するシステムにするのが難しい。
- ・マップづくりはファンドによる支援もある。必要性を確認しながらやっていくことができる。
- ・「冠事業」の可能性もある。マップを作るときにどういう業種の企業にとってそれが役立つかを考え、スポンサーのターゲットを絞っていく。そうするとマップの下に企業名を入れて、作成費を出してもらうという方法がある。

4. 区民主体のまちづくり活動に対する支援

- ・まちづくり活動に対する資金的助成
- ・助成金を通じて人が来てくれて、まちづくり活動が進展し、情報が蓄積されていくということがある。
- ・物的支援
- ・まちづくりの提案・実行をする人を育てるという支援をしなくてはならない。
- ・センターに求めるものは、安定的な資金、能力のある人材、落ち着いた場所、事務機器。
- ・自主事業では参加者の募集なども難しい。安定

的に情報が発信されているところがあるといい。センターに行くといふ情報の交換や整理がされているといった機能を期待している。(まちづくり活動の情報発信支援)

- ・まちづくり活動の場所が欲しい
- ・会議スペースやサロン
- ・老若男女自由に交流できるおしゃべり・趣味の場を作る。
- ・地域で活動する団体の拠点(備品の保管なども)

5. まちづくりに関する調査・研究

- ・民間からの委託事業もやるべき
- ・生活文化という問題をセンターで把握する必要がある。まちづくりの基本と思う。
- ・多様な機能を期待するが、市民活動支援センター的な機能にとどまらず、独自にまちづくりを提案するプランニングセンター的役割を期待する。
- (1)「まちづくり」に関する資料の蓄積
- (2)地域情報のマッピング
- ・トピカルマップを作成することをセンターが調

査・研究といった地道な作業から始めてはどうか(ドイツのトピカルマップは、民族関係やみどりの植生などを一つの地図に重ね合わせて最小単位をきめていくと、すべてが共通なグループができる。重ね合わせる過程で、色々な人との関係を構築していく)。

(3) 地域特性を生かすための都市計画手法の活用方策

- ・屋敷林の保存に関して都市計画関連の制度を活

用するなど、練馬区独自の方式を積み上げていくこと

- ・ 地域の特性を生かし、国が決めた都市計画から

のダウンゾーニングでもいい、特別用途地区を定めるなどの検討していくことは、センターの現場の発想からできるのでは。

6. みどりに関する取り組み

- ・ 昔からある屋敷林やみどりの保全について、区民の意識に根づいていくことが重要。
- ・ みどりを飾って置くのではなく、使っていくことで守ろうという意識を持つことも区民が関わりをもてる方法。
- ・ コミュニティという言葉がキーワード。体験農園以外の農地もたくさんあるので、農業者とまちづくりに関する共通の理念を求めていかなければならない。
- ・ まちづくりと農業をどうつなげるか。農業を含めたまちづくりも新しい概念のまちづくりに入るのではないか。
- ・ 無機質な生活を送っている中で、(体験農園のように)有機質なものに触られるのは、ソフトのまちづくりの最大の魅力。このようなものをまちづくりのアイデアに取り入れてほしい。
- ・ 体験農園のように身近に体験ができるみどりがあるというのは、練馬区のステータス。まちづくりとして考えると農業もひとつの文化であり、練馬区の特徴でもある。
- ・ 体験農園のような取り組みをサポートできるセンターになってほしい。
- ・ 農地における地域との交流といったソフト事業などで、(センターは)間接的に関わりが持てることはあるかもしれない。
- ・ センターは、屋敷林の保全の方が関わりを持て

るのでは。

- ・ 練馬区に長く住んでいるが、区民農園、市民農園、体験農園の違いを知らなかった。センターは、区民が「えっ」と気づくような情報を発信していくべき。
- ・ 今まで閉ざされていた農業がオープンになるのは素晴らしい。センターの初代アグリカルチャーの学校を白石さんのところで担ってもらう仕組みなどがあればいい。
- ・ 練馬区の緑のストックを守ると共に、必要な緑の創出について、市民の目の高さ立ち、相談され、サポートできるセンター
- ・ センターだからこそできる、また、センターでなければできない事業が、みどり部門でも立ちあがること
- ・ みどりを育む機構との関係
- ・ 屋敷林や緑地の保全・保存が、センターと関係がもてるのか。仮にみどりを育む機構が設立されるとしても、どのように良い関係をもてるのか、もう少し議論が必要だと思う。
- ・ みどりを育む機構との関係は「1+1=2」ではなく、「1+1=4」になるよう

4 センターの組織・運営

1. 区民に開かれたセンターの運営

- ・ さまざまな立場の住民に信望のある人物をスタッフに選定
- ・ 多様なメンバーによる調整検討
- ・ 人材を行政の外からなるべく登用すべき
- ・ 一部の住民のみの参加で終わってしまわないような、住民全体にセンターが認知されて運営が回っていくような組織
- ・ 練馬区でセンターが一箇所しかできないときにどういったことが起きるか。
- ・ 東庁舎6階にセンターが置かれると閑古鳥が鳴くような状況になるのでは
- ・ 住民の顔が見えるセンターになってほしい
- ・ 地域に応じた(たとえば5分割)対応をできるか
- ・ 地域の形成過程、生活者の生活歴などに違いが

あるので、地域ブロックの編成を。

- ・ まちに出るといのは重要
- ・ 地域住民が活動できる拠点として、また区民のコミュニティづくりの場としても役立つようなセンター
- ・ センター、コンサルタント主導の発進基地では、住民にとって形式的、よその存在にみられてしまう
- ・ 場所・事業：地域に開かれた場所/廃校になる学校を利用/空き店舗の活用/巡回型
- ・ 出前講座
- ・ センターを認知させるための様々な広報活動の実施

2 . センターの独自性：自主財源の確保

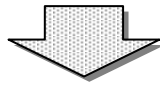
- ・ 区ができること以外のことをセンターに期待すると予算と法律に縛られない活動が必要になる。(役所は予算と法律で規制されている。センターはまちづくり条例を非常に意識しているため、役所的なものになりかねないという印象がある。)
- ・ 行政としては、ある地区のまちづくりが地区計画までいくと、実績がひとつ増える。
- ・ センターが区の求める仕事をしなくても補助金を出し続けるか。何をもちまちづくりの成果とするのか？ 地区計画が一つもできていないと、センターが、区から怒られると困る。
- ・ 中立だとすると、自立しなければならない。そのための自主財源をどう確保していくか。
- ・ 区からの仕事と自主的な仕事をどう分けるか。

6/16(木)

第一回「オリエンテーション」

目的：検討会議の概要（スケジュール・検討内容等）の共有
まちづくり支援やセンターに関する情報共有

内容：（仮称）練馬区まちづくり条例の概要
センター事例紹介
センター検討会議の概要
意見交換

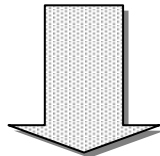


7/4(月)

第二回「センターに期待すること」

目的：これから検討するセンターに関する基本事項を共有し、
練馬区のセンターに期待する事業（しごと）に関する意見
交換を行う。

内容：みどりを育む基金・機構、（財）練馬区都市整備公社に関する情報提供
センター事例に関する補足説明
意見交換「センターに期待すること」



7/15(金)

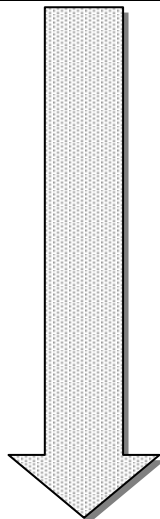
世田谷まちづくりセンター見学会

8/4(木)

第三回「住民主体による地区のまちづくりに対するセンターの役割」

目的：住民主体による地区まちづくり活動に対するセンターの関わりについて検討する。

内容：世田谷センターヒアリング報告
地区まちづくり事例紹介「練馬駅南口地区のまちづくり」
意見交換「住民主体による地区まちづくりに対するセンターの役割」



8/8(月)

シンポジウム「まちづくりセンターってなんだろう？」

場所：石神井公園区民交流センター 展示室

内容：基調講演「住民の主體的なまちづくり活動を支援するために」

事例紹介「各地のまちづくりセンター・まちづくり支援」(浜松、千代田、世田谷)

パネルディスカッション

8/26(金)

第四回「練馬区の地域課題に対応したセンターの役割」

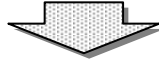
目的：練馬区の地域課題解決に貢献できる練馬区らしいセンターの役割

内容：センターシンポジウムについて（報告、参加者からのコメント）

1）他のセンターにおける地域課題に対応した事業

2）事例紹介「都市農業とまちづくり」(白石委員から)

意見交換



9/8(木)

第五回「テーマ型まちづくり活動とセンターの関係」

目的：テーマ型まちづくり活動とセンターの関わりについて検討する。

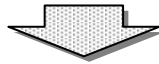
内容：テーマ型まちづくりとセンター等の関わり事例（情報提供）

（仮称）練馬区NPO活動支援センターの検討について（情報提供）

事例紹介 NPO「みどり環境ネットワーク！」

事例紹介 NPO「ドリームシップ」

意見交換 「テーマ型まちづくりとセンターの関わり」



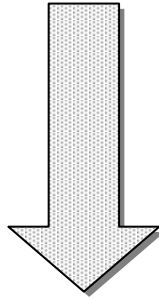
10/11(火)

第六回「センター構想」検討

目的：センター構想（案）に関する検討を行う。

内容：センター構想（案：事務局とりまとめ）の説明

センター構想（案）についての意見交換



第六回検討会議および学識委員の意見を踏

まえた構想（案）送付（10/24）

修正案に対する各委員からの意見集約

（締切 10/28）

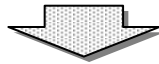
意見を反映した構想（案）送付（11/1）

11/4(金)

第七回「センター構想」検討

目的：センター構想（案）に関する検討を行う。

内容：センター構想（案）についての意見交換



まちづくりセンター構想

「まちづくりセンター検討会議」メンバー名簿

区分	氏名	職業・経歴等
学識経験者	卯月 盛夫	早稲田大学教授・世田谷まちづくりセンター初代所長
	小泉 秀樹	東京大学大学院助教授・まちづくり条例検討委員会委員
	品田 穰	東京農業大学客員教授・(仮称)練馬みどりを育む機構準備会運営委員長
区民	井口 大策	一般公募
	加藤 眞一	一般公募
	森本 陽子	一般公募
	武田 実代子	まちづくり条例区民懇談会
	塚越 昭治	まちづくり条例区民懇談会
	横田 胤篤	まちづくり条例区民懇談会
	荻野 淳司	NPO みどり環境ネットワーク! 副理事長
	清水 利明	練馬駅南口地区計画推進委員会・おとり様商店会
白石 好孝	NPO 畑の教室 代表・大泉町一丁目土地区画整理組合 理事	
区職員	室地 隆彦	環境まちづくり事業本部 都市整備部都市計画課長
	宮下 泰昌	環境まちづくり事業本部 都市整備部まちづくり第一課長
	浅井 葉子	環境まちづくり事業本部 土木部公園緑地課長

区職員以外は、区分ごとに五十音順。敬称略。